

白馬村の皆様へ

長野県姫川砂防事務所長

「土砂災害防止法」の区域指定に伴う 現地調査のための土地立入りのお願い

長野県の建設行政について、日頃より、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、小谷村の土石流及びがけ崩れに関する土砂災害警戒区域等の指定につきましては、平成16年の指定から20年余が経過し、土砂災害防止法の規定に基づく見直しを行う必要があります。この見直しにあたり各区域における地形や建物の変化、新たな危険箇所の確認等の調査を行う必要があるため、現地調査を実施いたします。つきましては、調査実施にあたり、下記委託先の調査員が皆様の所有地（住居敷地内、住居裏の斜面・山林等）へ立入りをさせていただく場合がございますので、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

1. 調査目的 住民の皆様が居住されている地域について、土砂災害の恐れのある土地の区域を明らかにするため、地形や地質、土地の利用状況を調査し、その結果を基に警戒区域等の指定を行い、危険の周知や警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させるために行う調査です。
※土砂災害を防止する工事のための調査ではありません。
2. 調査期間 令和8年4月下旬～令和8年9月末(予定)
3. 調査範囲 白馬村全域
4. 委託先 株式会社 アンドー TEL 0263-48-0480
(名札や腕章等を着用し、身分証を携行します)
5. 作業内容 目視、または簡易な測量により、地形・建物等の把握
(樹木の伐採や土石の採取等はいりません)
6. その他 今回の調査、または土砂災害警戒区域等に関するご質問がありましたら下記までお問合せください。

【土砂災害警戒区域等に関する問い合わせ先】
姫川砂防事務所 砂防課 砂防第一係 担当：小橋、山下
TEL：0261-82-3100 FAX：0261-71-7003
E-mail：himesabo@pref.nagano.lg.jp